

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 9 月 9 日

【発行者の名称】 アンデス開発公社
(Corporación Andina de Fomento)

【代表者の役職氏名】 最高財務担当役員兼財務担当副総裁
ガブリエル・フェルペト
(Gabriel Felpeto, CFO and Vice President, Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒 田 康 之

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 先 山 雅 規
同 石 丸 莉 誇
同 工 藤 和 樹
同 高 田 歩
同 春 山 麻 衣

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1903

【発行登録の対象とした募集
有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	2025年 1 月17日
効力発生日	2025年 1 月26日
有効期限	2027年 1 月25日
発行登録番号	7 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1,000億円
発行可能額	1,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年 9 月 9 日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書の添付書類である「発行者の概況の要約」および「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」を差し替え、また、同発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものである。訂正内容については、以下を参照のこと。

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 本書において「発行者」とは、アンデス開発公社(Corporación Andina de Fomento)をいう。

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に追加・挿入される。

<第(未定)回アンデス開発公社円貨債券(2025)および第(未定)回アンデス開発公社変動利付円貨債券(2025)に関する情報>

以下には、アンデス開発公社(以下「発行者」という。)が発行する第(未定)回アンデス開発公社円貨債券(2025)および第(未定)回アンデス開発公社変動利付円貨債券(2025)(以下「本債券」と総称する。)について記載されている。本書において「本債権者」とは本債券に係る債権者をいう。

第1【募集債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

注:本「第1 募集債券に関する基本事項」には、発行者が発行する第(未定)回アンデス開発公社円貨債券(2025)(以下「第(未定)回円貨債券」という。)および第(未定)回アンデス開発公社変動利付円貨債券(2025)(以下「第(未定)回変動利付円貨債券」という。)についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、<第(未定)回円貨債券>および<第(未定)回変動利付円貨債券>の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第(未定)回円貨債券>および<第(未定)回変動利付円貨債券>の見出しの下に記載された「本債券」という用語は、それぞれの回号に係る各用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の債権者、それぞれの回号の債券の要項およびそれぞれの回号に係る財務代理人は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの回号の債券が同一種類の債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。本債券の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの回号に従った本債券に基づく権利を有する。また、第(未定)回円貨債券または第(未定)回変動利付円貨債券は、実際には発行されない場合がある。

1【発行主体】

発行者は、アンデス開発公社の設立協定(その後の改定を含む。以下「設立協定」という。)に従って国際公法に基づき設立された多国間の金融機関である。設立協定は、設立協定の締結当事国であるアルゼンチン共和国、ボリビア多民族国、チリ共和国、コロンビア共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ホンジュラス共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、トリニダード・

トバゴ共和国、ドミニカ共和国、ブラジル連邦共和国、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国およびコスタリカ共和国（以下「正規加盟株主諸国」と総称し、このリストは、設立協定に基づき、各国が正規加盟国となる（または正規加盟国から脱退する）際に随時修正される。それぞれを「正規加盟株主国」という。）のそれぞれの制定法において承認されている。

発行者は、債券に関する特別の会計を有しない。発行者は、負債に関して以下の方針をとっている。

- 預り金、債券、第三者借入れその他類似の債務の合計として算出される発行者の負債の最大限度額は、発行者の純資産の3.5倍を限度とする（純資産とは、払込資本、資本準備金、剰余金、累積純利益その他資本勘定の合計を指す。）。

2【募集要項】

<第（未定）回円貨債券>

債券の名称	第（未定）回アンデス開発公社円貨債券（2025）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	（未 定）
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	（未 定）	利 率	年（未定）%
償還期限	（未定）年 （未定）月（未定）日	申込期間	2025年（未定）月（未定）日
申込証拠金	な し	払込期日	2025年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第（未定）回変動利付円貨債券 >

債券の名称	第（未定）回アンデス開発公社変動利付円貨債券（2025）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	（未 定）
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	（未 定）	利 率	TONA複利（下記「３ 利息支払の方法」に定義する。）に年率（未定）%を加えた利率
償還期限	（未定）年 （未定）月（未定）日	申込期間	2025年（未定）月（未定）日
申込証拠金	な し	払込期日	2025年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 共通事項 >

（注１）本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の発行手続、譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２）本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、合衆国人に対し、または合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

引受けの契約の内容

< 第（未定）回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 （以下「主幹事会社」という。）		引受金額
会 社 名	住 所	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	（未 定）

< 第（未定）回変動利付円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 （以下「主幹事会社」という。）		引受金額
会 社 名	住 所	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	（未 定）

< 共通事項 >

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と主幹事会社との間で2025年（未定）月（未定）日に締結される元引受契約に従って、主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。

上記以外の元引受けに関する事項は未定であるが、本債券の条件決定日に、発行条件の決定とともに決定される予定である。

債券の管理会社

< 第（未定）回円貨債券 >

本債券に関しては債券の管理会社は設置されない。ただし、以下の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）が、任命されている。

< 第（未定）回変動利付円貨債券 >

本債券に関しては債券の管理会社は設置されない。ただし、以下の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）が、任命されている。

< 共通事項 >

名 称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

振替機関

本債券に関する振替機関は以下のとおりである。

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「振替機関」という。）	東京都中央区日本橋兜町7番1号

振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなす。

財務上の特約

担保設定制限については、下記「6 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

債務不履行事由に基づく期限の利益喪失については、下記「12 その他 . その他の債券の要項 (2) 債務不履行事由」を参照のこと。

3【利息支払の方法】

< 第（未定）回円貨債券 >

本債券の利息は、2025年（未定）月（未定）日（当日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（当日を含む。）まで（ただし、本「3 利息支払の方法」第4段落に従う。）これを付し、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。

6 か月以外の期間の利息については、1 年365日の日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。

各本債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算されるものとする。

本債券の利息は、償還期日後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日にいずれかの本債券の債券の要項に従った償還を怠ったときは、その時点で未償還の本債券の金額について、1 年365日の日割計算により当該償還期日（当日を含まない。）からかかる本債券の償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間の実日数につき、上記「2 募集要項 利率」に記載される利率による利息を支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券全額の償還のために必要な資金を、本債券の振替を行うために振替機関に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に支払い、配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は下記「5 元利金支払場所」最終段落に従い、財務代理人が最終の公告を行った日から起算して14日を超えない。

< 第（未定）回変動利付円貨債券 >

(1)(a) 本債券の利息は、2025年（未定）月（未定）日（当日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（当日を含まない。）までこれを付し、（未定）年（未定）月（未定）日を初回として、毎年（未定）月（未定）日、（未定）月（未定）日、（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の年4回、各々その日（当日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日（以下に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日は翌東京営業日とし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合、支払期日は直前の東京営業日とする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（当日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間またはその当該部分の実日数について、1 年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「利払日」という。

本書において、

（ ） 「東京営業日」とは、銀行が日本国東京都において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

（ ） 「利息期間」とは、2025年（未定）月（未定）日（当日を含む。）から第1回目の利払日（当日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（当日を含む。）からその次の利払日（最後の利息期間の場合は償還期日。当日を含まない。）までの期間をいう。

債券の要項に従い満期日前に本債券の支払期限が到来した場合、償還期日が属する利息期間は、償還期日の直前の利払日（当日を含む。）から本債券の支払期限が到来した日（当日を含まない。）までとし、本債券の支払期限が到来した日を当該利息期間に係る利払日とみなす。

(b) 本債券には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本債券の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0 %を下回らないものとする。

（ ） 各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行者に代わって、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従って算出される日次複利運用による収益率（結果として得られるパーセント表示は、必

要な場合は、小数第 6 位以下を四捨五入して小数第 5 位まで求める。) (以下「TONA複利」という。)を確認する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

当該利息期間の適用利率は、発行者に代わって利率確認事務取扱者が確認した上記のTONA複利に年率（未定）%を加算した率とする。

本書において、

「利率決定日」とは、各利息期間に関して、関連する利払日の10東京営業日前の日を意味する。

「d」とは、関連する金利参照期間（以下に定義する。）に属する暦日数である。

金利参照期間に係る「d₀」とは、関連する金利参照期間に属する東京営業日の日数を意味する。

「TONA」とは、東京営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該東京営業日の翌東京営業日に公表する当該東京営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

「TONA_i」とは、関連する金利参照期間に属する東京営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該東京営業日「i」（以下に定義する。）の翌東京営業日に公表する当該東京営業日「i」に関するTONAの確報値（平均値として公表されている値）（以下「TONAの確報値」という。）を意味する。

「i」とは、関連する金利参照期間に属する最初の東京営業日（当日を含む。）から時系列に数えた各東京営業日を表す 1 からd₀までの一連の整数である。

関連する金利参照期間に属する東京営業日「i」に係る「n_i」とは、当該東京営業日「i」（当日を含む。）から翌東京営業日「i+1」（当日を含まない。）までの暦日数を意味する。

「金利参照期間」とは、各利息期間に関して、当該利息期間の初日から金利参照シフト日（以下に定義する。）に等しい日数分遡った日（当日を含む。）から当該利息期間に係る利払日から金利参照シフト日に等しい日数分遡った日（当日を含まない。）までの期間を意味する。

「金利参照シフト日」とは、10東京営業日を意味する。

- () 関連する東京営業日に関して、利率確認事務取扱者が、日本銀行（またはその後継管理者）、またはかかる権限のある公表者がTONAの確報値を公表しておらず、かつベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生していないと判断した場合、当該TONAの確報値は、日本銀行（またはその後継管理者）またはかかる権限のある公表者がTONAを公表した直近の東京営業日に係るTONAの確報値とする。

利率確認事務取扱者が上記の規定に従って適用利率を決定できない場合、適用利率は、()直近の利率決定日に決定された適用利率、または()かかる直近の利率決定日が存在しない場合には、当該本債券が、（未定）年（未定）月（未定）日（当日を含まない。）に終了する予定された最初の利息期間と同じ長さの期間に発行されていたと仮定した場合に、当該本債券に適用されるはずであった最初の適用利率とする。

第一段落の規定にかかわらず、TONAに関してベンチマーク事由が発生した場合、下記「(c) ベンチマークの廃止等」が適用される。

債券の要項に従い満期日前に本債券の支払期限が到来した場合、当該本債券が未償還である限り、最終の利息期間に係る適用利率を適用する。

(c) ベンチマークの廃止等

() 独立アドバイザー

TONAに関連してベンチマーク事由が発生した場合で、適用利率（またはその構成部分）が依然としてTONAを参照することにより決定されるときは、発行者は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザー（以下に定義する。）を任命し、下記（ ）に従って後継レート（以下に定義する。）または（後継レートがない場合）代替参照レート（以下に定義する。）を決定し、下記（ ）に従ってスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば）および下記（ ）に従ってベンチマーク関連修正（以下に定義する。）を決定するものとする。

かかる決定を行うに当たり、本「3 利息支払の方法 (1) (c) ベンチマークの廃止等」に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行者と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。不誠実、明らかな誤りまたは詐欺的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「3 利息支払の方法 (1) (c) ベンチマークの廃止等」に基づき行う決定について、発行者、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）または本債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生した場合、利率が決定されていない直後の利息期間の適用利率は、直近の利息期間に関して決定された最新の適用利率に等しいものとする。初回の利払日が到来していない場合には、適用利率は、当該本債券が、（未定）年（未定）月（未定）日（当日を含まない。）に終了する予定された最初の利息期間と同じ長さの期間に発行されていたと仮定した場合に、当該本債券に適用されるはずであった初回の適用利率とする。疑義を避けるために付言すると、上記運用および調整は、関連する直後の利息期間にのみ適用され、その後の利息期間については、別途本（ ）の運用および本（ ）に規定される調整に従うものとする。

(x) 発行者が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(y) 発行者によって任命された独立アドバイザーが、関連する利率決定日より前に、本（ ）に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定ができなかった場合。

() 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(x) 後継レートが存在するとした場合、本債券に関する利息の将来のすべての支払いに係る適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、TONAに代えて当該後継レートを（下記（ ）に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「3 利息支払の方法 (1) (c) ベンチマークの廃止等」の運用に従う。）。

(y) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、本債券に関する利息の将来のすべての支払いに係る適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、TONAに代えて当該代替参照レートを（下記（ ）に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「3 利息支払の方法 (1) (c) ベンチマークの廃止等」の運用に従う。）。

() スプレッド調整

独立アドバイザーが、()後継レートまたは(場合により)代替参照レートにスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ()当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは(場合により)代替参照レートに適用される。

() ベンチマーク関連修正

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が本「3 利息支払の方法 (1) (c) ベンチマークの廃止等」に従って決定され、独立アドバイザーが()当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、東京営業日の定義、利率決定日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項(かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素(スプレッド調整を含む。))を含むがこれに限定されない。)に係る債券の要項の修正(当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。)が必要であると決定し、()ベンチマーク関連修正の条件を決定する場合、発行者は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関係業務規程等の許容する範囲内で、下記()に従ってその旨の通知を行うことを条件として、本債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として債券の要項を変更するものとする。

() 通知

発行者は、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し、また下記「11 公告の方法」に従い本債権者に対しては公告により、本「3 利息支払の方法 (1) (c) ベンチマークの廃止等」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的条件の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日(もしあれば)を定めるものとする。

当該通知において定める後継レートもしくは(場合により)代替参照レートならびに、該当する場合、スプレッド調整(もしあれば)および/またはベンチマーク関連修正の具体的な条件(もしあれば)は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整(もしあれば)およびベンチマーク関連修正(もしあれば)の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行者、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本債権者に対し拘束力を有する。

() TONAの存続

上記()、()、()および()に基づく発行者の義務を損なうことなく、上記(b)()のTONAおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本書において、

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

(u) TONAが5東京営業日以上公表されなくなるか、または存在しなくなること。

(v) TONAの公表を永久にまたは無期限に停止した、または停止する旨の、TONAの管理者による公式声明(TONAの公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。))。

(w) TONAが永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、TONAの管理者の監督者による公式声明。

- (x) TONAの管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、TONAが一般的に、または本債券に関して使用されることが禁止されることとなるもの。
- (y) TONAの管理者の監督者が、自らの見解において、TONAが市場において指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。
- (z) 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行者が、本債権者に対する支払金額を、TONAを使用して計算することが不法となること。

ただし、

- (v)、(w)および(x)の場合、ベンチマーク事由は、該当する公式声明日ではなく、TONAの公表停止日、TONAの廃止日、または（場合により）TONAが使用禁止となった日に生じるものとする。
- 管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記（ ）に基づいて発行者により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。

「後継レート」とは、関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されたTONAの後継または代替レートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替レートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、関連する本債券の特性および発行者の性質（ただし、これらに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替レートを決定する。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記（ ）に従って決定し、かつ日本円による利率（またはその関連する構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「スプレッド調整」とは、スプレッド（正または負のいずれもありうる。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ後継レートまたは（場合により）代替参照レートに適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

- (w) 後継レートの場合、TONAを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関により正式に推奨されるもの。
- (x) （かかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられるTONAの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは（場合により）代替参照レートに慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したもの。
- (y) （独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつTONAを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは（場合により）代替参照レートに置き換えられている場合）。
- (z) （独立アドバイザーがかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたは（該当する場合）スクリーン・レートに関して、以下のいずれかを意味する。

- (x) ベンチマークもしくは(該当する場合)スクリーン・レートが適用される通貨に係る中央銀行、またはベンチマークもしくは(該当する場合)スクリーン・レートの管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。
- (y) (a)ベンチマークもしくは(該当する場合)スクリーン・レートが適用される通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくは(該当する場合)スクリーン・レートの管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループまたは(d)金融安定理事会もしくはその一部が、援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。
- (d) 利率確認事務取扱者は、発行者に代わって、各利率決定日の正午(東京時間)頃に、本債券に関して振替機関業務規程等の目的上当該利息期間に係る一通貨あたりの利子額(以下「一通貨あたりの利子額」という。)を算出する。各利息期間の一通貨あたりの利子額は、振替機関業務規程等に従い、適用利率に当該利息期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じて算出される。いずれかの利息期間の一部に係る一通貨あたりの利子額の計算は、1年365日の日割計算により、当該部分の実日数について行われるものとする。各本債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算されるものとする。
- (e) 各利息期間の適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かついかなる場合も各利率決定日後3東京営業日以内に、発行者は、財務代理人に対し、当該適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日を書面で通知する。ただし、いかなる利息期間についてもこれらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本債権者に対し閲覧に供する。
- (f) 上記(e)に従って適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日の通知を行った後にこれに関する利息期間が延長されまたは短縮された場合には、発行者はどのような調整が適切かを速やかに決定する。かかる調整が決定された後実務上可能な限り速やかに、発行者は、財務代理人に対し、かかる調整に従って改定された一通貨あたりの利子額および利払日を書面により通知する。ただし、かかる改定に関する公告は、これを行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本債権者に対し閲覧に供する。
- (g) 本「3 利息支払の方法 (1)」の規定に従って決定された適用利率、一通貨あたりの利子額または利払日は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (h) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本債券に係る発行者の利率確認事務取扱者(以下「利率確認事務取扱者」という。)として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行者は、利率確認事務取扱者に対し、TONA複利または利率(適用利率および一通貨あたりの利子額を含むがこれらに限定されない。)の確認、算出および決定に関する本「3 利息支払の方法 (1)」に基づく発行者の一切の義務(独立アドバイザーによって行われる義務および公告を行う義務を除く。)の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行者のためにのみその職務を行うものとし、本債権者に対していかなる義務も負わず、また本債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「3 利息支払の方法 (1)」に基づき発行者が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行者は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱

者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行者は事前にその旨を公告する。

- (2) 本債券の利息は、償還期日（当日を含む。）後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日にいずれかの本債券の債券の要項に従った償還を怠ったときは、その時点で未償還の本債券の金額について、当該償還期日（当日を含む。）からかかる本債券の償還が実際に行われる日（当日を含まない。）までの期間の実日数につき、1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記(1)を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本債券全額の償還のために必要な資金を、本債券の振替を行うために振替機関に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に支払い、配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は下記「5 元利金支払場所」最終段落に従い、財務代理人が最終の公告を行った日から起算して14日を超えない。発行者は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を上記(1)(e)の規定に従って書面で通知する。かかる通知を受けた財務代理人は、関連する支払期日後3東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

4【償還の方法】

< 第（未定）回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、（未定）年（未定）月（未定）日に各債券の金額で償還される。

発行者は、公開市場等から本債券を随時買入れることができ、かかる買入れた当該本債券を消却し、または消却せしめることができる。ただし、適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めがある場合を除く。

< 第（未定）回変動利付円貨債券 >

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、（未定）年（未定）月（未定）日に各債券の金額で償還される。ただし、かかる日が東京営業日でない場合には、本債券の償還期日は翌東京営業日とする（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日とする。）。

発行者は、公開市場等から本債券を随時買入れることができ、かかる買入れた当該本債券を消却し、または消却せしめることができる。ただし、適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めがある場合を除く。

< 共通事項 >

債券の要項に別途定める場合を除き、発行者は本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

5【元利金支払場所】

< 第（未定）回円貨債券 >

本債券の元金および利息の支払いは、振替法および振替機関業務規程等に従って、本債権者が機構加入者である場合には当該本債権者に直接、その他すべての場合には当該本債権者が本債券の記録および保有のために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて、支払代

理人により本債権者に対して行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、その受領した本債券の元金または利息の支払いに必要な資金を関連する機構加入者に支払い、配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

本債券の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日（以下「東京営業日」という。）でないときは、本債権者は、翌東京営業日まで期日の到来した金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の支払いを請求する権利を有しない。

< 第（未定）回変動利付円貨債券 >

本債券の元金および利息の支払いは、振替法および振替機関業務規程等に従って、本債権者が機構加入者である場合には当該本債権者に直接、その他すべての場合には当該本債権者が本債券の記録および保有のために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて、支払代理人により本債権者に対して行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、その受領した本債券の元金または利息の支払いに必要な資金を関連する機構加入者に支払い、配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

< 共通事項 >

支払代理人が、支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額を当該支払期日後に受領した場合、財務代理人は、実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも支払代理人がかかる金額を受領した後14日以内に、支払代理人が当該金額を受領した旨、当該支払方法および実際の支払日を本債権者に対して公告するものとする。支払代理人が当該金額を受領した時点で、支払方法もしくは実際の支払日のいずれかまたはその双方を決定することができない場合は、財務代理人は、支払代理人が当該金額を受領した旨ならびに決定されている範囲で当該支払方法および／または実際の支払日を公告し、その後支払方法および／または実際の支払日が決定した時点で実務上可能な限り速やかに本債権者に対してその旨を公告するものとする。当該公告に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

6【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、一般かつ無条件の債務であり、常に、本債券の相互間で同順位であり、かつ発行者の現在および将来のその他のすべての無担保債務と同順位である（ただし、強制的かつ一般的に適用される法律の規定により、かかる債務が優先される場合を除く。）。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者により借入金のために発行、引受けまたは保証が従前行われたまたは今後行われる債券、ノートその他これらに類似する特定債務（以下に定義する。）の証書の担保として、発行者の財産または資産に、抵当権、質権その他の先取特権または負担（発行者が購入する財産の購入価格の全部または一部の担保として当該財産に付される購入代金抵当権、質権または先取特権を除く。）を設定せず、または設定されることを許容しないものとする。ただし、かかる他の債券、ノートまたは特定債務の証書と同等かつ比例的に本債券のために抵当権、質権その他の先取特権または負担による担保が設定される場合はこの限りでない。

本「第1 募集債券に関する基本事項」においては、別段の定めがない限り、「特定債務」とは、借入れられ、または調達された金銭（手形の引受けおよびリースにより調達された金銭を含む。）の支払いまたは償還のためのあらゆる債務（現在の債務、将来の債務、確定債務または偶発債務であるかを問わない。）を意味する。なお、発行者が締結したスワップ契約に基づく、スワップの相手方に対する発行者の義務は特定債務に含まれない。

7【財務代理人の職務】

<第（未定）回円貨債券>

財務代理人は、債券の要項、発行者と財務代理人との間の2025年（未定）月（未定）日付財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し、その職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、本債券の全額償還から1年を経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、その通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行者は、財務代理人の任命を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）在職する。かかる場合、発行者は、財務代理人の任命の変更および後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人の任命に関し事前に本債権者に対し公告する。

振替機関が発行者に対し、財務代理人に対する発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合には、発行者は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本債権者に対し公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項および財務代理契約において当初の財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と交代し、債券の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

<第（未定）回変動利付円貨債券>

財務代理人は、債券の要項、発行者と財務代理人との間の2025年（未定）月（未定）日付財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し、その職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、本債券の全額償還から1年を経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、その通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行者は、財務代理人の任命を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）在職する。かかる場合、発行者は、財務代理人の任命の変更および後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者の任命に関し事前に本債権者に対し公告する。

振替機関が発行者に対し、財務代理人に対する発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合には、発行者は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本債権者に対し公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項および財務代理契約において当初の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と交代し、債券の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

< 共通事項 >

財務代理人は、上記に記載の義務および職務に加え、上記「3 利息支払の方法」、上記「5 元利金支払場所」、下記「8 債権者集会に関する事項」、下記「11 公告の方法」および下記「12 その他」に記載の義務を履行し、職務を行う。

8【債権者集会に関する事項】

未償還の本債券の総額の10分の1以上にあたる本債券を保有する本債権者が共同または単独で書面による請求を財務代理人の本店において発行者に対して行うとき（ただし、かかる本債権者は財務代理人に対し保有証明書（下記「12 その他（2）」に定義する。）を提示するものとする。）、または発行者が必要と認めたときは、発行者は本債権者の利益に重大な影響を及ぼす可能性がある事項（債券の要項の修正を含む。ただし、かかるいかなる修正も、これが本債券に基づく本債権者の権利放棄の場合を除き、発行者の同意を要する。）を議題とする債権者集会の招集を行う。発行者は、当該集会の開催日の少なくとも35日前までに当該集会の招集を書面により財務代理人に通知し、当該債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに行う。発行者は、発行者を代理する財務代理人をして債権者集会の招集および議事の進行のために必要な手続をさせる。債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本債権者は自らまたは代理人を通じて債権者集会に出席することができる。本人またはその代理人が当該債権者集会に出席しない本債権者は、発行者または発行者の代理人である財務代理人の定める規定に従い、書面をもって、または（発行者が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使することができる。当該集会においては、各本債権者はその保有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて議決権を有する。ただし、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において保有証明書を発行者または財務代理人に対し提示しなければならず、さらに本債権者は、保有証明書を発行した振替機関または関連する口座管理機関に対し当該保有証明書を返還しない限り、本債券の振替または抹消の申請を行ってはならない。発行者は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

当該集会の決議は、未償還の本債券の総額の2分の1を超える本債券を保有し、かつ、上記のとおり保有証明書を提示した本債権者が出席し、その議決権の総数の3分の2以上にあたる多数をもってこれをなし、すべての本債権者に対し、当該集会に出席したか否かを問わず、（適用ある日本法の認める限度で）拘束力を有し、その執行は債権者集会において本債権者が選任した代表者がこれにあたる。債権者集会において行使された議決権の数およびかかる債権者集会の定足数の算定においては、代理人によりまたは書面もしくは（発行者が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法によって議決権を行使した本債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

上記のいかなる規定にもかかわらず、発行者または本債権者が債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての本債権者がかかる提案に対して書面または（発行者が電磁的方法によるその同意の表明を許可する場合は）電磁的方法によりその同意を表明した場合は、かかる提案を可決する旨の債権者集会の決議があったものとみなされるものとし、当該決議は、すべての本債権者に対し、（適用あ

る日本法の認める限度で)拘束力を有し、その執行は当該決議において本債権者が選任した代表者がこれにあたる。本段落に従い、債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行者は、財務代理人に対して、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。

本「8 債権者集会に関する事項」において、発行者がその時点で保有する本債券はこれを除外し、償還済みとみなす。

本「8 債権者集会に関する事項」の手續に要する一切の費用は、発行者がこれを負担する。

9【課税上の取扱い】

(1) 正規加盟株主諸国における租税

以下の情報は、現在適用されている正規加盟株主諸国の税法および租税実務の完全な要約ではない。税務上の取扱いについて疑義を持つ潜在的投資者は、自らの専門家に対して助言を求めるべきである。

設立協定の条項に基づき、発行者は所得、財産その他の資産、および発行者が設立協定により遂行する業務に関して、正規加盟株主諸国の各国により課される一切の種類の租税が免除されている。また、租税、課徴金または関税の支払い、保有または取立に関する一切の債務の免除を受けている。

正規加盟株主諸国の非居住者に対する本債券に関する元利金の支払いには、正規加盟株主諸国のいずれの国においても課税されず、正規加盟株主諸国のいずれの国においても本債権者に対するかかる支払いには源泉徴収が要求されない。

本債券に基づき支払われる一切の金員(元金、償還金額、利息であるかその他に関するものを問わない。)は、正規加盟株主諸国、それらの国の中の下部行政区画もしくはそれらの国の中のものしくはそれらの国の課税当局によりまたはそれらのために、賦課、徴収、源泉徴収または課税される現在または将来の一切の公租公課、徴税金、税金または課徴金(その性質の如何を問わない。)も課されることなく、またかかる控除または源泉徴収を受けることなく支払われる。ただし、法律によりかかる公租公課、徴税金、税金または課徴金を源泉徴収または控除することが要求される場合は、この限りでない。本債券に基づく支払いに関して、かかる公租公課、徴税金、税金または課徴金が控除、源泉徴収その他の方法により賦課される場合には、発行者は本債権者に対して、当該公租公課、徴税金、税金または課徴金の控除、源泉徴収その他の支払いが行われた後の本債券に基づく支払額と追加額の合計が、かかる負担がない場合に支払われることになっていた支払額に等しくなるように、追加額を支払う。ただし、本債券の保有または本債券に基づく支払いの受領以外の理由により、正規加盟株主諸国のいずれかと関連を有していることを理由として、当該公租公課、徴税金、税金または課徴金が課される本債権者が保有する本債券に関しては、発行者はかかる追加額を支払う義務を負わない。

本「第1 募集債券に関する基本事項」(本「9 課税上の取扱い (1) 正規加盟株主諸国における租税」を除く。)において本債券の元金または利息とは、本「9 課税上の取扱い (1) 正規加盟株主諸国における租税」により支払われる追加額を含むものとみなす。本「9 課税上の取扱い (1) 正規加盟株主諸国における租税」の手續に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

(2) 日本における租税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に

帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本債券への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本債券への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自らの税務顧問に相談すべきである。

10【準拠法及び管轄裁判所】

本債券の発行に関する発行者による授権を除き、本債券ならびにそれに基づいて生ずる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

債券の要項で規定するものを除き、本債券に基づく義務の履行地は日本国東京都とする。

本債券もしくは債券の要項に起因したまたはこれらに関する発行者に対する一切の訴訟（以下「関連訴訟」という。）は、東京地方裁判所および日本法上同裁判所からの上訴を審理する権限を有する日本国の裁判所に提起することができ、発行者は、当該裁判所の管轄権に服することを明示的かつ無条件に取消不能の形で合意する。発行者に対するかかる訴訟は、当該訴訟を審理する権限を有する正規加盟株主諸国のいずれかの裁判所においてもこれを提起することができる（本「10 準拠法及び管轄裁判所」に記載するかかる管轄裁判所を「特定裁判所」と総称する。）。発行者はかかる訴訟において、享受しうるあらゆる裁判権免除（主権免除ならびに判決前の差押、判決後の差押および執行からの免除を含む。）を取消不能の形で放棄し、かつかかる裁判権免除の申立てをかかる裁判所に対して行わないことを承諾する。

本債権者が、本債券の元金または利息の支払いを受けるために、日本において関連訴訟を提起し、適法に管轄権を有する日本国の裁判所において正規加盟株主諸国のいずれかで執行されるべき確定判決を得た場合には、関連訴訟において言い渡されたかかる判決（以下「関連判決」という。）は、当該正規加盟株主国の法律に基づく外国判決の承認に関する条件において認められる範囲で、特定裁判所において執行することができる。発行者は関連判決の執行を目的とした各特定裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。

発行者は、日本国において提起されることのある一切の関連訴訟につき、発行者の権限ある送達受取人として弁護士黒田康之を指名し、送達を受けるべき場所として現在日本国〒100-8136東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディングに所在するアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のその時々住所を指定する。発行者は、本債券が未償還である間はいつでも、当該指名および指定を完全に効力あらしめ、かつかかる効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類および証書の作成および提出を含む。）を行うことを約束する。かかる受取人が何らかの理由によりかかる権限ある受取人としての職務を遂行することが不可能となった場合には、発行者は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある受取人を指名し、かつ当該指名を効力あらしめるのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行者はかかる後任の受取人を公告する。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が法律により認められているその他の方法で適用ある法律上管轄権を有するいずれかの裁判所に訴訟を提起し、または送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

11【公告の方法】

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊紙に各1回これを行う。本債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。発行者が行うべき当該公告は、発行者の請求があった場合に、発行者の費用負担により、発行者に代わって財務代理人がこれを行う。財務代理契約には、必要な時はいつでも、発行

者が、財務代理人に対し、発行者に代わってかかる公告を行うよう書面で請求するものとする旨が定められている。

12【その他】

．その他の債券の要項

(1) 本債券の債券の不発行

本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、かかる本債券の債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限り、本債権者は本債券の債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本債券の債券が発行された場合、本債券の元金および利息の計算および支払いの方法、本債権者による本債券に基づく権利の行使および本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。債券の要項の規定と、上述のその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、かかる日本国の法令および市場慣行が優先する。

本債券の債券の発行に要する一切の費用は発行者の負担とする。

(2) 債務不履行事由

正規加盟株主諸国のいずれかにおける行政決定、命令または法令の制定によるものであるかどうかを問わず、本「12 その他 ．その他の債券の要項 (2) 債務不履行事由」の（イ）号ないし（ワ）号に掲げる各事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者は、財務代理人の本店において発行者に対して書面による通知をすることにより、当該本債権者が保有する本債券が期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができる。ただし、かかる書面による通知を行う本債権者は、財務代理人の本店に対して、当該本債権者が本債券を保有するために口座を開設した振替機関または関連する口座管理機関が発行する、当該本債券の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。

（イ） 支払懈怠 発行者がいずれかの本債券の利息の支払いを支払期限に懈怠し、かつかかる懈怠が支払期日から10日以内に治癒されない場合。

（ロ） その他の義務に対する違背 発行者が本債券（債券の要項を含む。）に規定するその他の義務の履行または遵守を懈怠し、かかる懈怠が治癒不能であるか、または本債権者が発行者に対し、当該懈怠を治癒すべき旨を通知した後、30日以内に治癒されない場合。

（ハ） クロス・デフォルト

（ ） 現在または将来における発行者のその他の特定債務が、発行者の選択による場合を除き、満期前に支払われることになる場合。

（ ） 上記の特定債務が支払期日に、または（場合により）適用ある猶予期間内に支払われない場合。

（ ） 発行者が、第三者の特定債務に関する現在または将来の保証に基づき支払うべき金員を支払期日に支払わない場合。

ただし、上記（ ）、（ ）および／または（ ）に定める特定債務の元金総額が30百万米ドル（他の通貨による場合には、その相当額）を上回っている場合に限る。

- (二) 強制執行手続 発行者の財産、資産または収入の一部に対して、保全、差押、強制執行、仮執行その他の法的手続が課され、実行され、または請求され、その後、当該手続が30日以内に取消または停止されない場合。
- (ホ) 担保権の実行 発行者の事業、財産、資産または収入の全部または大部分に関して、担保権者が占有を取得し、または管財人、管理人その他類似の公職者が選任された場合。
- (ヘ) 支払不能 発行者が支払不能に陥るか、もしくは期限の到来した負債を支払うことができない場合、発行者もしくは発行者の事業、財産、資産もしくは収入の全部もしくは一部に関して、発行者が保全管理人、清算人、財産管理人その他の管財人の選任を申立て、かかる選任に同意し、もしくは選任を受容する場合、発行者が債務もしくはその一部に関する整理もしくは繰延べ、もしくは破産、解散もしくは清算に係る法律上の手続を講じる場合、または債権者もしくは債権者のために、包括的譲渡、整理もしくは和議を行う場合。
- (ト) 清算 発行者が適用ある法律（設立協定を含む。）に基づき発行者の清算または解散手続のために訴訟を開始し、もしくはかかる清算もしくは解散手続のためにその他の措置もしくは法的手続が開始され、その後30日以内に当該手続が取消もしくは停止されない場合、または発行者の清算もしくは解散に関する命令が交付され、もしくは有効な決議が採択される場合。
- (チ) 事業の停止 発行者がその事業またはその大部分の遂行を停止し、または停止するおそれがある場合。
- (リ) 未履行の最終判決 適用ある法律上、上訴が認められない判決または命令によって、発行者に対して、総額30百万米ドル（他の通貨による場合には、その相当額）を上回る金銭支払が認められた場合であって、発行者が当該判決または命令を履行しない状態が30日間続いている場合。
- (ヌ) モラトリアムまたは収用 その元金総額が30百万米ドル（他の通貨による場合には、その相当額）を上回る発行者の特定債務に関して、モラトリアムが合意もしくは宣言された場合、または政府当局もしくは関係機関が発行者の資産の全部もしくは大部分に関して、徴用、没収、強制的買収もしくは収用を行った場合。
- (ル) 違法性 発行者が本債券に基づく義務を遵守することが違法になる場合、理由の如何を問わず、本債券がそれぞれの条項による発行者に対する拘束力もしくは執行力を喪失する場合、発行者がかかる拘束力もしくは執行力を争う場合、またはその時点で未償還の本債券に関して将来の責任もしくは債務を負っていることを否定する場合。
- (ロ) 許認可および同意 () 発行者が本債券に基づき適法に権利を実行し、義務を履行および遵守するため、() かかる義務が法的に拘束力があり、執行可能であることを確保するため、または() 本債券が正規加盟株主諸国の裁判所において、証拠として許容されるために、当局から随時取得、充足または実行することが必要とされる一切の行為、条件または事柄（必要な同意、承認、認可、免除、届出、許可、命令、登録または登記の取得または実行を含む。）が取得、充足または実行されていない場合、取消、撤回、変更もしくは留保が行われている場合、または完全な効力を有しなくなる場合。
- (ワ) 類似の事由 適用のある法律により、上記（二）号ないし（ト）号に定める事由に類似する効果を有する事由が発生した場合。

かかる宣言により、それより前に発行者がかかるすべての債務不履行事由を治癒していない限り、当該本債券は期限の利益を喪失し、未償還の当該本債券の金額に対する経過利息を付して、各本債券の金額で直ちに支払われる。

債務不履行事由、または時の経過もしくは通知の付与もしくはその双方により債務不履行事由に該当する事由が発生した場合、発行者は直ちにこれを公告する。

本債券が本「12 その他 . その他の債券の要項 (2) 債務不履行事由」に基づき、その償還期日前に期限の利益を喪失し、支払われることとなった場合は、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、遅滞なくその旨を公告する。

本「12 その他 . その他の債券の要項 (2) 債務不履行事由」の宣言に関する手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

(3) 時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(4) 債券原簿

本債券の債券原簿は、発行者に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

(5) 通貨の補償

本債券の元金もしくは利息の支払いまたはその他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、発行者は本債権者に対し、()かかる判決または命令(またはその一部)のために日本円表示額がその日現在において当該他の通貨に換算され、または換算されたものとみなされた日と()かかる判決または命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うものとする。上記の約束は、発行者の他の義務から独立した別個の債務であり、発行者に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本債権者が支払いを猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令にもかかわりなく完全に有効に存続するものである。

. 信用格付

(イ) 信用格付業者から提供され、または閲覧に供された信用格付

本債券について、発行者は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)である株式会社日本格付研究所(登録番号:金融庁長官(格付)第1号)(以下「JCR」という。)に信用格付の付与を依頼しており、本債券の条件決定後、信用格付を取得できる予定である。

なお、発行者は、本書提出日現在、JCRからAA+の長期発行体格付を付与されている。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。

JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」の欄の右端にある「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおりである。

JCR：電話番号03-3544-7013

(ロ) その他の信用格付

無登録格付業者から付与された信用格付

発行者は、本債券について、信用格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）に依頼しており、本債券の条件決定後に信用格付を取得できる予定である。

発行者は、本書提出日現在、S&PよりAAの長期発行体格付を付与されている。

S&Pは、信用格付事業を行っているが、本書提出日現在、信用格付業者として登録されていない（かかる業者を、以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pについては、そのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、S&Pは当該信用格付業者の特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&Pが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において公表されている。

第2【売出債券に関する基本事項】

該当なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

本債券の発行による純手取金は、発行者により一般事業目的のために使用される（貸付業務および借入金返済への充当を含むがこれに限られない。）。

第4【法律意見】

発行者の主席顧問であるホルヘ・ルイス・シルヴァ・メンデス（Jorge Luis Silva Méndez）氏から次の趣旨の法律意見が提出されている。

- a) 発行者は、国際公法に基づき適法に設立され、有効に存続し、グッド・スタンディングな状態にある法人である。
- b) 設立協定は、すべての正規加盟株主諸国により適法に締結および批准され、かかる協定の変更は、国際公法に基づきすべて適法に可決され、完全な効力を有するものである。

- c) 関東財務局長に対する発行登録書の提出は発行者により適法に授権されており、発行登録書の提出による発行登録は設立協定上適法であり、発行者は発行登録書の提出に関し一切の政府の同意、許可または承認を必要としていない。

第5【その他の記載事項】

本債券の募集に関する発行登録目論見書の表紙に主幹事会社の名称、発行者の名称およびロゴならびに本債券の名称を記載する。

さらに、下記の文言が本債券の募集に関する発行登録目論見書の表紙裏に記載される。

「本債券については、債券の管理会社は設置されておりません。このため、発行者が本債券に基づく義務を履行しない場合など、本債券の元利金の支払いを受取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要に応じて、各々の本債券の債権者（以下「本債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本債権者との間で代理または信託の関係を有するものでもありません。」

< 本債券以外の債券に関する情報 >

第二部 【参照情報】

発行登録書の「第二部 参照情報」を以下のとおり訂正する。
訂正箇所は下線を付して表示している。

(訂正前)

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
2024年6月28日関東財務局長に提出

会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

< 後 略 >

(訂正後)

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年6月30日関東財務局長に提出

会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

< 後 略 >